

横浜市民共済生活協同組合改正条文新旧対照表

(下線部分変更)

改 正	現 行
<p>(時効) 第50条 共済金及び共済掛金払戻金の支払いを請求する権利は、<u>その権利を行使できる日から3年間行使しないときは時効によって消滅します。</u> (第51条～第53条 省 略) <u>(規約及び実施規則の変更)</u> 第54条 この組合は、法令等の改正、社会情勢の変化及びその他の事情により、この規約又は実施規則を変更する必要がある場合は、民法第548条の4の規定により、この規約又は実施規則を変更することにより、<u>変更後の規約又は実施規則について合意があったものとみなし、共済契約者と個別に合意することなく保障内容、免責事由又は諸手続等の契約内容を変更することができます。</u> 2 <u>前項の場合において、この組合は、変更する旨及び変更後の内容並びに効力発生時期をこの組合のホームページへ掲載する等の適切な方法により周知します。</u> 附 則 (施行期日) 1 <u>この規約は、神奈川県知事の認可を受けた後、令和2年10月1日から施行します。</u> 2 <u>施行日において、現に存在する共済契約についても適用します。</u></p>	<p>(時効) 第50条 共済金及び共済掛金払戻金の支払いを請求する権利は、<u>その権利にかかる事由の発生した日から3年を経過したときは時効によって消滅します。</u> (第51条～第53条 省 略) 新 設 新 設</p>

民法第548条の4 (参考)

<p>(定型約款の変更) 第548条の4 定型約款準備者は、次に掲げる場合には、定型約款の変更をすることにより、変更後の定型約款の条項について合意があったものとみなし、個別に相手方と合意することなく契約の内容を変更することができる。 (1) 定型約款の変更が、相手方の一般の利益に適合するとき。 (2) 定型約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、この条項の規定により定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。 2 定型約款準備者は、前項の規定による定型約款の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、定型約款を変更する旨及び変更後の定型約款の内容並びにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知しなければならない。 3 ～ 4 省 略</p>
--